



令和7年11月7日（金） 第10346号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○同	2
○道路の供用開始（同）	2
○道路の区域変更（同）	3
公 告	
○土地改良区清算人の退任の届出（農村整備課）	3
○開発工事の完了（建築課）	4
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	4
人事委員会規則	
○職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則	6
落 札	
○落札者等の決定（教育委員会管理課）	7

■ 告 示

◎群馬県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月7日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	291号	前橋市田口町字下田尻139番の1地先から同市同字同138番の9地先まで	前	23.0～35.8	15.0
			後	23.0～25.3	15.0

◎群馬県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月7日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	高崎安中渋川線	高崎市箕郷町上芝字東龍ノ宮517番の2地先から同市同字西龍ノ宮539番の8地先まで	前	10.8～11.0	24.4
			後	18.5～18.8	24.4

◎群馬県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月7日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	高崎安中渋川線	高崎市箕郷町上芝字東龍ノ宮517番の2地先から	令和7年11月7日

		同市同字西龍ノ宮539番の8地先まで	
--	--	--------------------	--

◎群馬県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月7日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	平塚境停車場線	伊勢崎市境米岡字新屋敷前372番の10地先から同市境東字町並216番の1地先まで	前	6.6～12.7 16.0～19.0	800.4 580.0
			後	11.3～19.0	916.6

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のとおり清算法人古巻中部土地改良区の清算人等の退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定により公告する。

令和7年11月7日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	清算人 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
古巻中部	清算人	退 任	市川一男	渋川市有馬378番地1
	同	同	柴崎芳郎	同 同 494番地
	同	同	柴崎さえ子	同 同 乙510番地
	同	同	高津勝司	同 同 537番地
	同	同	飯塚勝司	同 同 567番地2
	同	同	中村昭典	同 同 1173番地
	同	同	木村正	同 八木原539番地
	同	同	外丸春男	同 同 901番地
	同	同	廣田勝次	同 同 903番地
	同	同	飯塚貴一	同 同 906番地
	同	同	中澤初	同 同 924番地1

	同	同	俣田英昭	同 同 1050番地1
	監 事	同	青木巻治	同 同 902番地2
	同	同	青木文男	同 同 919番地
	同	同	奥泉安六	同 行幸田10番地7

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年11月7日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字篠塚字寺中4140-1	邑楽郡大泉町坂田六丁目9番37号 フォレストⅡ-201号 清水郁也、清水たつえ

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年11月7日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,435
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 296,465
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,068
甘楽郡	5,827
吾妻郡	14,190
利根郡	8,592
佐波郡	9,791

邑楽郡	26, 175
前橋市	91, 123
高崎市	102, 008
桐生市	29, 003
伊勢崎市	55, 477
太田市	58, 444
沼田市	12, 371
館林市	20, 165
渋川市	20, 659
藤岡市・多野郡	18, 277
富岡市	12, 709
安中市	15, 479
みどり市	13, 554

■ 人事委員会規則

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年十一月七日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第三十号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則（平成元年群馬県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表職員採用試験（社会人経験者）の項中「農業」を
「農業
電気
機械
建築」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和7年11月7日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 令和7年度群馬県立学校1人1台学習用端末導入及び運用保守業務
iPad 1,615台
Chromebook 105台
充電保管庫 38台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年7月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社内田洋行 営業支援統括グループ 東京都江東区東陽2丁目3番25号
- 5 落札金額 110,629,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年6月6日